

日国教共発 第 8 号
平成19年8月22日

学生教育研究災害傷害保険
賛助会員大学 学 長 殿

財団法人 日本国際教育支援協会
理事長 長 谷 川 正 明
(公印省略)

学研災付帯学生生活総合保険の取扱について（通知）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。当協会の業務に関しましては、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

学研災付帯学生生活総合保険(以下「付帯学総」という。)につきましては、今年度より全賛助会員大学を対象として実施したところ、多くの賛助会員大学が事前登録の上募集していただき、約12,000人の学生のご加入がありました。これも偏に皆様方のご尽力の賜と、深く感謝申し上げます。

さて、平成20年度以降における募集体制等につきましては、国立大学に係る変更はないものの、公立及び私立の大学に係る取扱を別紙のように一部修正して実施することといたします。

これは、被保険者である学生の利便性を確保するとともに、何よりも保険金の支払い漏れ等の問題を惹起しない体制を構築する目的でございますので、なにとぞご理解とご協力をお願いいたします。

また、平成20年度から新たに付帯学総をお取り扱いいただく予定の賛助会員大学におかれましては、同保険の取扱に係る事前登録を行っていただく必要がありますので、当協会ホームページ上から様式をダウンロードしていただき、お手続きくださいますようよろしくお願い申し上げます。既にお取扱いいただいている賛助会員大学におかれましては、特段の手続は不要です。

なお、付帯学総保険料につきましては、今年度募集に際しご案内しました団体割引25%を確保することができました。平成20年度募集分につきましても同水準以上の団体割引の実現を期していますが、詳細につきましては本通知にてご案内の事項を含め、10月に開催する学生教育研究災害傷害保険説明会で、ご説明とご案内を予定しています。

今後とも、付帯学総を含む学生教育研究災害傷害保険等事業を健全かつ適切に運営し、皆様方のご期待に応えることができるよう努めてまいりたいと考えておりますので、変わらぬご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

学研災付帯学生生活総合保険の募集体制等について

学研災付帯学生生活総合保険(以下「付帯学総」)につきましては、平成18年度の制度創設及び先行募集を経て、平成19年度の本格募集に当たり各賛助会員大学がスムーズに付帯学総をご利用いただけるよう、下表(現行)の取り扱いにより実施してまいりました。

ところが、昨年来、損害保険会社各社における保険金の支払い漏れが大きな社会問題となり、当協会の保険事業においても付帯学総が問題となった医療分野の補償を包含していることから、支払漏れをはじめとするリスクの排除に万全を期する必要を痛感するに至りました。

付帯学総は、学生教育研究災害傷害保険(以下「学研災」)を前提に設けられた制度であり、学研災と付帯学総の2つの保険が一体となって機能することが極めて重要です。

このため、平成20年度以降の付帯学総の募集・運営については、確実かつ円滑に実施する必要から、下表(修正)のように修正して実施することとしますので、ご理解とご協力をお願いします。

区分	現行	修正(平成20年度加入取扱分以降)
国立大学	1. <u>引受保険会社</u> 東京海上日動火災保険(株)を幹事保険会社として、付帯学総の認可を取得している全保険会社が共同して引受保険会社となる。	<u>引受保険会社</u> 現行通り
	2. <u>保険の引受割合(シェア)</u> 当協会が保険会社ごとの引受割合を決定する。	<u>保険の引受割合(シェア)</u> 現行通り
	3. <u>取扱代理店</u> 当協会が指定する取扱代理店	<u>取扱代理店</u> 現行通り
公立大学・私立大学	1. <u>引受保険会社</u> 大学が、大学の実情に応じて、付帯学総の認可を取得している保険会社のうちから引受保険会社を選定する。なお、複数の保険会社を選定したときは、幹事保険会社を指定することとする。	<u>引受保険会社</u> 大学が、大学の実情に応じて、付帯学総の認可を取得している保険会社のうちから引受保険会社を選定することとする。なお、それが1社である場合又は複数の場合の幹事保険会社は、東京海上日動火災保険(株)に限定する。
	2. <u>保険の引受割合(シェア)</u> 大学が複数の保険会社を選定した場合、保険会社ごとの引受割合は大学が決定し、当協会はその決定を尊重する。	<u>保険の引受割合(シェア)</u> 大学が幹事保険会社である東京海上日動火災保険(株)を含め複数の保険会社を選定した場合、保険会社ごとの引受割合は大学が決定することとする。この場合、当協会としては東京海上日動火災保険(株)が幹事保険会社としての機能を果たすことができるようにするため、同社に50%以上の配分を行うよう配慮をお願いする。
	3. <u>取扱代理店</u> 大学が、引受保険会社と契約関係にある取扱代理店を選定する。なお、複数の取扱代理店を選定したときは、幹事取扱代理店を併せて指定することとする。	<u>取扱代理店</u> 大学が、引受保険会社と契約関係にある代理店を取扱代理店として選定する。なお、それが1代理店である場合又は複数の場合の幹事取扱代理店については、東京海上日動火災保険(株)の委託代理店を指定することとする。

以上